

## その他関連事項

- 1 障害者自立支援対策臨時特例交付金における対応
- 2 福祉医療機構における経営資金について

# 1 障害者自立支援対策臨時特例交付金における対応

# 事業運営安定化事業

## 1 事業の目的

旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（障害児施設は都道府県・指定都市・児童相談所設置市）

### (2) 事業の内容

#### ア 旧体系施設及び障害児施設における事業運営安定化事業

次に掲げる特定旧法指定施設及び障害児施設について従前の月払いによる報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

→ 平成18年3月においてサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設若しくは旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は平成18年9月においてサービスの提供実績を有する障害児施設

#### イ 新体系事業における事業運営安定化事業

平成18年度から平成23年度の間、次のアに掲げる施設が次のイのいずれかの事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

(ア) 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型又は精神障害者地域生活支援センター

(イ) 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助若しくは共同生活介護事業所又は障害者支援施設

ウ 生活介護及び施設入所支援における報酬算定方法の変更に伴う激変緩和措置  
平成21年度報酬改定において、平均障害程度区分に基づく報酬算定から個々の障害程度区分に基づく報酬算定方法へ改定したことにより、改定後の収入額が改定前の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

### (3) 助成額

#### ○旧体系施設の場合

( (平成18年3月における実利用者数×22日又は30.4日)<sup>(注)</sup> × 90% - 当該月の延べ利用者数 ) × 区分A単価

#### ○障害児施設の場合

( (平成18年9月における定員×22日又は30.4日)<sup>(注)</sup> × 90% - 当該月の延べ利用者数 ) × 基本単価

(注) 通所の場合は22日、入所の場合は30.4日に乗じた数

#### ○新体系事業の場合

(旧体系における収入額×90%) - (当該月の収入額)

※現行の算定方法を基本的に継続。(2)のウなど詳細については今後、事務処理要領により示す予定。

3 補助割合 障害者施設の場合・・・国1/2、都道府県1/4、支給決定市町村1/4  
障害児施設の場合・・・国1/2、都道府県(政令指定都市・児童相談所設置市)1/2

4 実施年度 平成21年度～23年度

#### 5 その他

- ・利用者負担については、徴収は不可とする。
- ・事業者は介護給付費等の請求と併せて、国保連合会に対し、本助成金を請求する。
- ・平成20年度までにおける旧体系施設及び障害児施設における激変緩和加算(8割保障)は廃止し、事業運営安定化事業に統合する。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係・障害児支援係

# 新事業移行促進事業（新規）

## 1 事業の目的

新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行う事業を設けることによって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

特定旧法指定施設が下記の新体系事業所等へ移行した月において、当該月の利用者数に応じて、事業所等に助成を行う。（助成対象は移行した当該1か月に限る）

・対象事業：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援

(3) 補助単価

・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援  
※障害者支援施設において行われるものを含む。

21年度	1人につき	6,000円
22年度	〃	5,700円
23年度	〃	5,400円

・施設入所支援

21年度	1人につき	5,000円
22年度	〃	4,750円
23年度	〃	4,500円

3 補助割合 国1/2、都道府県1/4、支給決定市町村1/4

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 利用者負担については、徴収は不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

# 事業者コスト対策

## 1 事業の目的

障害者自立支援法の抜本的見直しが行われるため、これに伴う請求システムの改修経費や、諸物価の高騰等による各種経費の増加等により各事業者の事業運営が著しく圧迫されている状況に鑑み、引き続き追加的な事業者コスト対策として助成措置を講じることにより、安定的かつ円滑な新体系への移行等を支援することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

### ①事務処理コスト対策

平成21年度報酬改定に伴う請求システム改修にかかる費用について一定額を助成

### ②諸物価高騰対策

諸物価高騰によるコストの増加分について一定額を助成（都道府県ごとに助成単価を設定）

<助成額対象事業者等>

### ①事務処理コスト対策

(旧体系) 平成20年度中にサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は障害児施設  
(新体系) 平成20年度までに指定を受けた居宅介護（重度訪問介護及び行動援護を含む。）、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助を行う事業所又は障害者支援施設

### ②諸物価高騰対策

(旧体系) 平成20年度中にサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は障害児施設  
(新体系) 平成20年度までに指定を受けた療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を行う事業所又は障害者支援施設

(3) 補助単価 ①事務処理コスト対策 1施設・事業所につき100千円と現に要する費用のいずれか少ない金額  
②別に示す額（昨年度と同額）

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成20年度

※事務処理コスト対策について、請求システムの改修がやむを得ず翌年度に行われる場合は、21年度の実施も可能

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

## 2 福祉医療機構における経営資金について

## 福祉医療機構における経営資金について

- 貸付対象法人：社会福祉法人
- 貸付限度額：次のいずれか低い額
  - ・ 所要資金の80%
  - ・ 担保評価の70%
- 償還期間：5年以内
- 据置期間：6月以内
- 貸付利率：H21.2.20現在1.6%  
(金銭消費貸借契約締結時の利率を適用)
- 貸付最低額：200万円
- 担保：不動産担保（貸付金額500万円以下は無担保）
- 保証人：法人代表者を含む2名以上